

3 計画期間

本計画は、新サービス体系への移行期間終了時の平成23年度を目標年度とする数値目標を設定したうえで、3年を1期とする計画期間について策定します。

第1期の計画期間は平成18年度から平成20年度とし、本計画に関して必要な見直しを平成20年度末までに行い、第2期障がい福祉計画を平成21年度から平成23年度までの3年間として策定します。

なお、障害者基本法に基づき策定されている「いずみさわやかプラン 第2次長泉町障害者計画」についても、計画の期間が平成20年度までとなっていることより、両計画を平成20年度末までに見直すこととします。

